第1回小田原市市民活動推進委員会 会議録

1 日 時: 平成23年7月11日(月)9時30分~12時05分

2 場 所:小田原市役所 全員協議会室

3 出席者:前田委員長、工藤副委員長、秋本委員、有賀委員、石川委員、川久保委員、神保委員、神馬委員、二見委員、穂坂委員

事務局:山崎地域政策課長、小川係長、鈴木主査、小澤主任

- 4 配布資料: *次第
 - 委員名簿
 - · 資料 1 小田原市市民活動推進委員会傍聴要領
 - ・資料 2-1 小田原市市民活動推進条例
 - ・資料 2-2 小田原市市民活動推進条例施行規則
 - ・資料 2-3 市民活動推進条例制定までの経緯
 - 資料3 第1期小田原市市民活動推進委員会答申概要
 - 資料4 第2期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - · 資料 5 第 3 期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - · 資料 6-1 第 4 期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ·資料 6-2 第 4 期小田原市市民活動推進委員会報告書
 - ・資料7 ボランティア活動カード「まごころカード」について
 - 資料 8 ボランティア活動補償制度について
 - 資料9まちづくり市民サポーターについて
 - ・資料 10 プロジェクター等貸出事業について
 - ・資料 11-1 小田原市市民活動応援補助金について
 - ・資料 11-2 平成 21 年度小田原市市民活動応援補助金交付事業 実績報告書
 - · 資料 11-3 平成 22 年度小田原市市民活動応援補助金交付事業 実績報告書
 - ・資料 11-4 市民活動応援補助金(ステップアップコース)助成率の見直しに ついて
 - ・資料 11-5 県内自治体における市民活動助成制度一覧
 - ・資料 12 おだわら市民活動サポートセンターについて
 - ・資料 13 平成 23 年度小田原市行政提案型協働事業応募の手引き
 - ・資料 14 小田原市自治基本条例パンフレット

- ・資料 15 市民公益税制の改正について
- ・資料 16 小田原市市民活動推進委員会の今後の進め方
- ・市民活動情報交換会チラシ(8月9日)
- ・市民活動団体ネットワーク形成事業講演会チラシ(8月19日)

5 会議内容

■ 委員長、副委員長選出

※小田原市民活動推進条例施行規則第5条に基づき、委員長及び副委員長各1名を委員 の互選により選出

○委員長 ・・・ 前田 成東 委員

○副委員長 ・・・ 工藤 澄子 委員

■ 議題1 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて

委員長:それでは、本日の議題に入らせていただく。

本日は、かなり多くの資料が配布されている。先ほど交付された辞令では、委嘱期間は平成23年7月1日から平成25年6月30日までの2年間である。その第1回目ということで、本日は情報共有に力を入れたいと考えている。

議題1 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて、資料に基づき事務局から 説明をお願いする。

(事務局 配布資料の確認、資料1~資料6-2により説明)

委員長:ただいまの資料の説明について、何か質問はあるか。

季 員: 先輩諸氏がいろいろとご苦労されてきた報告書であり、実際どのように反映されたのかを伺いたい。委員長からは第4期の提案が採択されたと、また今の説明では第1期の提案の内容も実施されたということだが、第2期と第3期の提案については、行政の施策に反映されたものがあるか。

事 務 局:資料3の第1期の答申概要で、「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方について」とあるが、下の図の「マッチングギフト方式を導入した場合のお金の流れ」の中で、市民・事業者からの寄付金、また市民活動団体への補助金の交付などが提案されている。この内容がそのままではないが、市から市民活動団体への補助金交付については、この答申に基づき制度化され、現在に至っている。

第2期、第3期についても、この報告概要に載せてあるものだけでなく、その他の意 見も含めて、市の施策や市民活動サポートセンターの事業などに、できるものから随 時取り入れている。

ご指摘のあった第1期の市民活動応援補助金、第4期の提案型協働事業については、その中でも大きな柱となる新たな制度ということで事業展開されたものである。

委 員:第2期の報告書からは、地域活動団体と市民活動団体との連携が取り上げられているが、各期の報告書などは、地域活動団体の方などに周知がされているのか。

事務局:冊子という形で地域活動団体の方に配布はしていないが、市の行政情報センターに配 架するとともに、市のホームページなどで情報提供している。

委 員:地域活動団体と市民活動団体の定義や位置づけなどについて教えていただきたい。

事務局:後ほども説明をさせていただくが、資料14のパンフレット、小田原市自治基本条例をお開きいただきたい。

地域活動団体と市民活動団体については、これまでも小田原市のさまざまな検討組織において、それぞれ定義がされてきている。一定の区域の範囲内において、その地域の幸福の実現に向けて活動される地域活動団体としては、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、子ども会などの組織を指している。市民活動団体については、一定の地域を意識することなく、特定の目的のために集い、活動を継続しているものと理解されている。

この3月に制定された自治基本条例では、これまでのさまざまな検討の枠組みを踏まえ、第2条の第6号と第7号において定義をしている。第2条第6号で、地域活動については、一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動、また、第7号において、市民活動については、特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動、条例としてはこのように集約がされている。

委員長:先ほどの神保委員の自己紹介で、名簿の区分の「市民活動に関する知識・経験等を有する者」について、多少違う印象をお持ちだというお話があったが、地域活動に経験豊かな方の代表ということである。地域活動の場合、小田原では自治会がその主体であるが、町会、あるいは町内会と言っているところもある。簡単に言うと、地域割りで活動をしているところが中心になる。市民活動の場合はテーマ別の活動であり、例えば酒匂川の環境を守る会など、小田原市以外も含め、あるテーマについて活動している場合などが市民活動団体ということになる。

資料 6-1 (第4期報告概要) の3で、市民活動団体と地域活動団体の連携について、「必要性が認識されるが、全国的にも連携事例が少ない」と記載している。これにつ

いては、2期、3期、4期とずっと議論していても方向性が見えてこない課題であり、 ぜひ第5期の委員である皆さんからもさまざまなご意見をいただきたい。

私から先取りして説明させていただく。配布資料の最後、8月19日(金)のチラシを見ていただくと、「皆で創ろう私たちのまち」とある下に説明文があり、「自治会や地区社協などの『地域活動団体』の方、そしてNPOやボランティア団体などで活動している『市民活動団体』の方、どちらも活動目標は地域生活の向上です。一緒に手を携えて・・・」とあるが、この事業は、今申し上げた二つの団体の連携を意識したものである。プログラムの第2部に「小田原グリーンプロジェクト」とあるが、この下府中小学校の校庭芝生化事業はその数少ない連携の一例としてよく引用される。今後、どのような形でこの連携を浸透させていくかということが、今の大きな課題であると認識している。

それでは、ここで一旦休憩を取らせていただく。

(休憩)

委員長:それでは再開させていただく。

引き続き、事務局から資料の説明をお願いする。

(事務局 資料7~資料12により説明)

委 員 長:今の資料7から資料12について、何か質問はあるか。

委 員:資料7のまごころカードについてだが、これは一度もらうと次はもらえないのか。

事務局:1回の活動ごとに申請することができるので、一人で何度も申請することが可能である。実際にいろいろな分野のボランティア活動をされている方、毎年、同じ活動に参加されている方など、そのたびに申請され、何枚もお持ちになっている方もいる。

副委員長:このまごころカードをいただけるボランティアの定義を教えていただきたい。

事務局:3の「対象者」にも書いてあるが、「小田原市内でボランティアを行った人、小田原市民でボランティアを行った人」ということで、ボランティア活動をされた方に対して感謝の意を表するという形になっている。

副委員長:無報酬のボランティアということか。

事務局:ボランティアカードの申請方法は二通りあり、例えば施設を運営する方が来られたボランティアの方に出してほしいといった場合のように活動をしてもらった人が申請する方法とボランティアをされたご本人が申請する方法とがある。この制度の目的が称えあう社会の醸成とか、感謝の意を表するというものになっているので、あまり細かい規定は設けていない。ボランティアには無償のものと有償のものとがあるが、私

どもとしては、基本的には申請が出されれば発行しており、厳密な線は引いていない。

委 員:補足すると、6の「発行分野」の「環境」のところに「クリーンさかわ」とあるが、 その場合は、例えば中学校とかを通して子どもたちは手にしている。

委員長:それでは、残りの資料について説明をお願いする。

(事務局 資料 13~資料 15 により説明)

委員長:今の説明について、何か質問はあるか。

委員:行政提案型協働事業の三つの団体について、団体名を教えてほしい。

事務局:最初の「子育てマップ(ぴんたっこ)発行事業」については、NPO法人の「mama's hug」、二つ目の「リサイクル・リユースフェア開催事業」は「まちをきれいにする会」、 三つ目の「災害救援ボランティア支援事業」については、「西湘災害ボランティアネットワーク」である。それぞれ、子育てや環境、防災面といった分野で活動されているNPO法人と団体である。

委員長:それでは、資料も多いことから、不明な点があれば事務局にお問合せいただければと 思う。これで議題(1)については終了させていただく。

■ 議題2 今後の進め方について

委員長:(2) の今後の進め方について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局 資料 16 により説明)

委員長: ただいま説明があり、具体的なスケジュールなどは初めてご覧になったかと思うが、 結構タイトなスケジュールになっている。報告書の作成に向け、調査・研究テーマに 関する議論をしつつ、応援補助金の審査を行うということで、それらを全部含めた2 年間の会議の回数がカウントされている。回によっては、調査・研究テーマの議論と 一緒に応援補助金の審査もするということで、多少ご負担になる場合もあると思う。 また回数が限られている関係で、次回までの宿題を出させていただき、提出された意 見を事務局が整理して事前に送付し、それをご覧いただいた上で委員会に臨むという ような形で、かなり密度の濃い2年間になると思う。その点はぜひご了解いただきた い。

このテーマ設定については(案)となっているが、このように①、②とあると、これ以外のことは議論しないのかとお考えになるかもしれないが、①の「協働事業の推進」というのは、関連するテーマがたくさんあり、さらにサブテーマ的なものもかなり入ってくると思われる。また、テーマの二つ目として、第3期、第4期と続けて懸案事

項になっている「市民活動応援補助金制度の改善」、まずはこれらを第5期の大きな テーマとして議論していきたいと事務局から提案があったが、このようなテーマ設定 でよろしいか。

副委員長:第4期の報告書には「市民活動団体と地域活動団体の連携について」とあったが、これは第5期の研究テーマにならないのか。

委員長:①の協働事業の推進のサブテーマに含めるということである。基本的に第4期で議論 したテーマで今後もさらに継続して検討する課題は、包括的にこの①に含めるという ことが事務局の考えである。

副委員長:「行政と市民活動団体との協働」を主眼にする考え方と「市民活動団体と地域活動団体の連携」を主眼にする考え方では、若干ニュアンスが違うと思う。長年、具体的に改善されてきていないという点で、ぜひとも、このテーマを大きく取り上げてほしい。

事務局:協働事業の推進は、包括的なテーマということで本日は提案させていただいた。いくつかの中身があると考えており、今後の議論の中で整理しつつ、内容を詰めていただきたいと考えている。例えば、具体的に協働を進めていく上での基本的な考え方やルールなどを文章化していくことができないかという発想がある。二つ目として、まさに地域活動団体と市民活動団体の連携のあり方についてを考えている。一方で市民活動サポートセンターについては、現在、その活性化のための取り組みというものも有効ではないかという発想があり、これまでも議論があった。

市民活動団体と地域活動団体との連携については、第4期までの議論を踏まえ、先ほどのチラシのとおり8月19日に予定しているが、市民活動団体側と地域活動団体側との具体的な交流により、新しい事業をともに探し出す作業ができないかということで、予算化をし、取り組み始めさせていただくところである。こういった事業の評価なども、ぜひともこの委員会で行っていただき、地域活動団体と市民活動団体相互の連携のあり方やあるべき姿、推進の仕方についても、協働事業の推進というテーマの中で、十分にご議論いただきたいと考えている。

委員長:これも宿題になるかもしれないが、こういう論点があり得るのではないかというようなことを出していただき、それを委員会の場で整理しながら柱立てを考えていくという理解でよいと思う。

大きな枠としては、この二つのテーマで進めていくということでよいか。

⇒全委員了承

②の市民活動応援補助金についてだが、先ほど第1期から第4期までの答申の説明が

あったが、そこに出ていないところでも結構改善をしている。資料 11-1 の裏面には、この補助金制度の昨年の流れを示してあるが、第 1 次審査を 2 月下旬にして、公開プレゼンテーションを 3 月中旬にしている。実は、以前はもう少し遅かった。その理由は、4 月 1 日から始まる年度の予算が決まるのが 3 月議会であり、以前は 3 月議会で応援補助金の予算が可決した後に募集、第 1 次審査、公開プレゼンという流れだったので、公開プレゼンが 5 月であれば、その結果を通知して補助金が交付されるのは 6 月になっていた。団体によっては、4 月や 5 月を中心に行事をする場合もあるので、4 月に入ってからの応募開始では使いづらくて、活動団体の側からみると不公平ではないかということもあり、早くしようということになった。議会で予算が決定する前に募集をすることについては、他市では難しいところもあるが、小田原市ではうまく調整していただき、4 月にすぐに使えるように制度の改善をしていただいた。

先ほどの行政提案型協働事業もそうだが、小田原市では委員会の意向に応じて迅速な 対応をされており、今回の応援補助金の改善についても次回(平成24年度)の募集 に間に合わせることができればという趣旨だと思う。したがって、まずは応援補助金 の制度改善について優先的に検討課題にしたいと思うが、この点ご了解いただけるか。 ⇒全委員了承

それではそれを前提として、優先的に調査をする応援補助金制度の改善について、先 ほど飛ばした資料も含めて、事務局から説明をお願いする。

(事務局 資料 11-4、11-5 により説明)

委員長:今の説明について、質問はあるか。

委 員:見直しをするということだが、必ず見直さなければいけないのか。

委員長:この委員会で見直す必要がないという結論になれば、見直さないという判断もあり得る。

委 員:このままではいけないから見直すわけで、何か不都合とか、このままではこの先の発 展が見えないというようなことはあるか。今まで検討されたいろいろな案を紹介して いただいたが、どこに課題があるのか教えていただきたい。

委 員: 関連だが、資料 11-4 の 2 ページの一番下の D 案で、現行どおりで変えないというのがあるが、デメリットを見ると、活動資金を確保できない団体からクレームがあるということが書いてある。この辺が課題かと思われるが、この文章だけだとよくわからないので、もう少し具体的に説明してほしい。

事務局:まず資料のタイトルを含めた内容については、第4期の委員会においても制度改善の

必要性や具体的な改善策についての提案をいただいており、これに基づいて作成したもの。当然、現行制度のままでよいという考えもあるかと思うので、選択肢として現行どおりのD案を用意してある。見直しの理由だが、1年目のスタートアップコースは、上限は10万円だが助成率は100%である。しかし、2年目のステップアップコースからは2分の1に減ってしまい、事業資金を確保できないという声を活動団体の方からいただいている。

- **委員長**: 今は補助の上限が50%だが、残りの50%は自己資金を用意しなければいけない。それがネックとなり応募できない、あるいは活動が活性化できないといった例がある。この県内一覧のうち川崎と秦野については、私が制度設計から関わっている。川崎はかなり桁が違うが、A、B、Cとステップアップコースが三つあり、Bコースは50%以内だが200万円、100万円以内の事業については80%補助、それも3回まで交付されるので、団体にとっては金額的にも助成率の上でも、ステップアップの際にかなり使いやすいものになっている。
- **委 員**: お話はわかるが、他の委員さんからも質問があったように、どうしてそうなったのか の背景がもう少し知りたい。例えば助成率が上がるのがよいのは当然のことだが、そ ういう団体がどのくらいいるのか、それがないために伸びないのか、そういった実態 把握がされていれば教えてほしい。
- 事務局:この件は次回の会議の柱となるので、それまでに必要な資料を揃えたい。先ほど説明 は省略したが、お手元の資料 11-4 の 3 ページに、「過去の会議における発言要旨」と いうことで、今までどのようなことが話し合われてきたかをまとめてある。

50%だと少ないからもっと増やしたらどうかと前田委員長からのご説明があったが、前提として、そもそも市民活動は自主的になされるものであり、行政が補助金を出さなくても自立していける状態が望ましいという考え方がある。そのためには、ステップアップコースよりもスタートアップコース、最初の方を手厚くするという考え方もある。ただし、スタートアップコースからステップアップコースに移行するステップが高すぎるのであれば、その段差を削るために助成率を少しずつ下げていくというような考え方もあるのではないかなど、第3期、第4期においてもいろいろな意見が出て、委員会として一つの方向性を定めるのが非常に難しく、そこまで細かいことを報告書に書けなかったというような経緯がある。

また、C案のように、事業の内容によって判断をした方がよいのではないかという考え方もある。例えば公共性の高い事業を行っている場合には、自立を促すとか、自己

資金を多く獲得してくれといっても、参加費をとれる事業とそうでない事業とがあり、 難しい。どちらにしても自己資金を多く用意しなければならない事業については、補助金が少なくなるということは、事業自体を縮小せざるを得ないわけで、事業の内容 で判断した方がいいのではないかというような意見など、各委員それぞれにいろいろ な考え方があった。

したがって、公共性の高さや必要度の判断とかの積み重ねがある中で、これまで小田原市は50%でやってきた。今後、小田原市の市民活動がどうあってほしいかということで、行政の手の届かないところをやってくれる小規模の団体を手厚くフォローしていこうという考えになるとか、また、提案型協働事業にもあるような、小田原市と一緒に何かをやっていこうというような団体を育てていくという観点に立つのかとか、いろいろな考え方によってこの補助金のあり方も併せて整備し、見直していく必要があるのではないかというようなところが事業の背景としてある。

委員長:残念ながら、これまでサポートセンターの登録団体に対してのアンケートなどはしていない。ただし、1月の新春交流会で過去2回講演をしたことがあるが、団体の皆さんは私が応援補助金の審査委員長をしているのをご存じのようで、その後の懇親会の場でいろいろと要望をされる方も多かった。そのような中では、助成率のアップを期待されている団体の方は多いと体感している。

また、川崎市において、80%の100万円コースで3年続けて助成を受けた典型的な例として、ドメスティックバイオレンスのシェルターを運営しているNPOがある。これはその分野では結構有名な団体だが、アパートの1室を借り、主として女性だが、緊急に相談に来た人を子どもも含めて保護している。もしそれがなくなったらどうするのかということである。実際、区役所でこのような被害についての相談をすると、そのNPOを紹介するという段階までいっている。そういう活動団体はかなり公益性が高いので、8割の助成をしても妥当ではないかということになった。

しかし、3年が上限だということになると、その後どうするのかといった問題になる。 その3年間の実績を踏まえて、いろいろな形で寄附をもらうような仕組みにするとか、 あるいは行政のほうで委託のような形に移行するとか、あるいは提案型協働事業に移 行するということもあり得る。80%にすることにより、自己資金に困っている団体の 裾野を広げて拾い上げるという可能性はあると思う。ただし、それが3年間、8割の ままでいいのか、その辺は議論の余地はあると思う。いろいろな方の意見を聞くと、 50%で半分用意することに対してのハードルは高いのではないかという感じは受け ている。ただし、これは私の意見であるので、今後、皆さんからさまざまな意見をい ただきたいと思う。

それでは、かなり時間も押してきたので、次回までにもう一度資料をお読みいただいた上で、今日は事務局案としてはA案、B案、C案、D案のような形で出していただいたが、委員の皆さんからご自由に意見をいただいた上で次回進めるということで、例えば、私はA案に賛成だとか、あるいはB案とC案の間のこういう案がいいのではないかとか、ご自由に出していただくような形でよろしいか。

委 員:アンケートを実施するなど、今までに市民活動応援補助金を受けられた団体の意見を 伺うことはできるか。過去の活動報告会の資料でもよいが、実際にステップアップコ ースまで行かれた方々の生の声を参考にできれば判断しやすいかと思う。

委員長:今すぐ伺えるのは副委員長だが。

副委員長:私の体験として聞いていただきたいのだが、団体を設立してすぐ、まだNPO法人格を取得しようとする段階で、このスタートアップコースにチャレンジした。一つの事業を行うためには、宣伝しないことには人は集まらない。これにかかる通信費もかなりのものであり、資金が必要である。そのときは会費が主な財源で、会員に会費を多く負担していただいていたので、応援補助金は大変役に立った。その後、3回ステップアップコースをいただき、5割の自己資金を割り出しながら、それをいただかなくても事業は進めていけるという、費用対効果であるとか、団体としての経済的な自立というか、毎年そういったことを一生懸命に考えていかないと進めていけなかった。そのように、資金を集められる団体にしていこうという努力をしてきた。長期間継続的に活動していく団体となるためには、そういう努力は必要ではないかと思う。反面、もっとお金をいただければ楽だったかなという思いはある。私どもは会員が会費をたくさん負担してくれたし、会費以外にも運営のために寄附をいただいたりすることができた。現在では、会員以外からも寄附をいただけるようになり、少し大きな事業ができるようになった。しかし、当初そのような体験があるので、どう考えるのかというところが非常に難しいと感じている。

委員長:その団体にもよるし、事業にもよるということだと思う。そのようなことでこの場はよろしいか。

⇒全委員了承

アンケートについては、事務局で検討をお願いする。

それでは、次回までにもう一度資料をお読みいただき、この助成率の見直しを中心と

する応援補助金の改善について、委員の皆さんからご意見をいただきたい。その意見 を集約して事前に配布し、ご覧いただいた上で次回を迎えることとしたい。今日はた くさんの情報を提供しただけでなく、宿題まで出して大変恐縮だが、来年度の募集に 間に合わせるということでご協力をお願いしたいと思う。

次回の日程は10月でだいぶ先であり、確定するのは難しいと思うが、皆さんの中で都合の悪い曜日などはあるか。日程調整は一月半とか2ヶ月前に調整すれば大丈夫か。

委 員:月曜日の午前中はスケジュールがタイトであり、次回以降は避けていただきたい。

委員長:月曜の午前は週初めなので、皆さんお忙しいと思う。この点も踏まえてもう少し先になったら調整させていただきたい。

■ 議題3 その他

委員長:それでは、その他も含め連絡事項などをお願いする。

※事務局からの連絡事項

- ・市民活動情報交換会(8/9)の案内
- ・市民活動団体ネットワーク形成事業の講演会(8/19)の案内
- ・報酬支払、口座振替依頼書について
- ・連絡方法について (携帯電話、メールアドレス等)

委員長:それでは、これをもって第1回小田原市市民活動推進委員会を終了する。